

情報・システム研究機構職員再雇用規程

〔平成16年 4月 1日〕
制 定
最近改正 令和 7年 3月24日

(趣旨)

第1条 情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条に基づく職員の再雇用については、この規程に定めるものとする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、情報・システム研究機構研究教育職員の就業の特例に関する規程第2条に定める研究教育職員は除くものとする。

- 一 再雇用する事業年度（4月1日から翌年の3月31日までの一事業年度をいう。以下同じ。）の前事業年度に定年退職した者
- 二 再雇用する事業年度の前事業年度に再雇用されていた者
- 三 就業規則第21条の3第1項の規定により採用された職員のうち、同条第2項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(再雇用の申出)

第3条 再雇用を希望する者は、定年退職日の9ヶ月前までに所属の長に申出るものとする。

(採用)

第4条 この規程に基づき再雇用する職員（以下「再雇用職員」という。）の採用は、選考によるものとする。

- 2 本部及び各研究所は、再雇用職員候補者を選考した場合には、所属、職名、選考理由及び職務内容を明記し、再雇用職員候補者の人事記録を添え、機構長に推薦するものとする。
- 3 機構長は、再雇用職員候補者について「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する労使協定書」（以下「労使協定書」という）第2条に定める基準に基づき審査し、選考の結果を、当該者の定年退職予定日の3ヶ月前までに、再雇用職員候補者及び本部で採用する場合にあっては事務局長、研究所で採用する場合にあっては研究所長に通知するものとする。
- 4 平成25年4月1日以降、職員が定年後も引き続き継続雇用を希望し、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正附則第

3条に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条2項に基づく労使協定の定めるところにより、次項各号に掲げる基準（以下「基準」という）のいずれにも該当する者については、65歳まで雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- 5 職員の再雇用に関する基準は労使協定書第2条に定める次の各号によるものとする。
- 一 機構を定年退職後又は再雇用期間満了後も引き続き勤務を希望していること。
 - 二 過去に減給以上の懲戒処分を受けていないこと。
 - 三 定年退職前3年間又は再雇用期間における勤務成績が良好であり、欠勤及び病気休暇等を除いた出勤率が80%以上であること。
 - 四 定期健康診断等の結果、産業医が再雇用する上で支障がないと判断していること。
 - 五 機構（大学共同利用機関法人に関する省令の施行日前の国立極地研究所、国立情報学研究所（学術情報センターを含む。）、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に在職していた期間を含む。）の勤続年数が10年以上の者
 - 六 定年退職日における職務の級が一般職（一）3級以上の級が適用されていた者であること。
 - 七 前6号に定めるもののほか、特定の分野について特に高度の専門的な知識、経験、技術、技能、資格のいずれかを有する者であること。
- 6 前項の基準を適用することが可能な年齢は、生年月日に応じて定める次表右欄の年齢とする。

生年月日による区分	基準適用可能年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日までに生まれた者	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日までに生まれた者	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日までに生まれた者	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日までに生まれた者	64歳

（任期）

第5条 再雇用職員の任期は、一の事業年度を超えない範囲内で定めるものとする。

（任期中の中途解約）

第5条の2 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約期間中であっても雇用契約を中途解約することがある。

- 一 精神又は身体の故障により、業務の遂行に堪えないと認められたとき
- 二 職務遂行能力、勤務成績が著しく劣り、又は業務に怠慢で向上の見込みがないと認められたとき
- 三 勤務態度が不良で注意しても改善しないとき
- 四 協調性を欠き、他の職員の業務遂行に悪影響を及ぼすとき

- 五 就業規則第42条の懲戒事由に該当するとき
- 六 事業の縮小・廃止その他機構の経営上やむを得ない事由のあるとき
- 七 その他各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき

(任期の更新)

第6条 再雇用職員の任期の更新は、更新直前の期間においても第4条の規定を満たし、勤務実績が良好である場合に限り、一の事業年度を超えない範囲内で行うことができるものとする。

(再雇用の上限年齢)

第7条 再雇用できる上限の年齢は、次の表のとおりとし、任期の末日は、上限年齢に達する日以後における最初の3月31日とする。

期間	上限年齢
平成18年4月1日～平成19年3月31日	62歳
平成19年4月1日～平成22年3月31日	63歳
平成22年4月1日～平成25年3月31日	64歳
平成25年4月1日以降	65歳

(勤務形態)

第8条 再雇用職員の勤務形態は、1週間当たり38時間45分の勤務（以下「フルタイム勤務」という。）又は1週間あたり15時間30分から31時間の範囲内の勤務（以下「短時間勤務」という。）とする。

- 2 フルタイム勤務職員の1週間の勤務日数は5日とし、土曜日及び日曜日を休日とする。
- 3 短時間勤務職員の1週間の勤務日数は2日、3日又は4日とし、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができるものとする。

(年次有給休暇)

第9条 再雇用職員の年次有給休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の事業年度において、1週間の勤務日数ごとに別表第1のとおりとする。

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものは除く。）は、定年退職者又は再雇用の任期が更新された職員においては、定年退職日前に付与されていた年次有給休暇又は前事業年度に付与された年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数及び残時間数を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。

(給与)

第10条 再雇用職員に支給する基本給月額、別表第2のとおりとする。ただし、短時間

勤務職員の基本給月額、別表第2の基本給月額に短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 再雇用職員に支給する諸手当は、支給基準を満たす場合に支給することができる。ただし、初任給調整手当及び扶養手当は、支給しない。
- 3 期末・勤勉手当の期別支給割合は、次の表のとおりとし、専門職員の役職段階別加算割合は、100分の10とする。

手当	支給割合
期末手当	100分の68.75
勤勉手当	(勤務成績が優秀な職員) 100分の50.25以上
	(勤務成績が良好な職員) 100分の46.75
	(勤務成績が良好でない職員) 100分の44.75以下

(退職手当)

第11条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

(規則の準用)

第12条 この規程に別段の定めがある場合を除き、再雇用職員に、「就業規則」第2章任免第8節退職後の責務第25条、第26条、第4章服務第28条から第36条まで、第5章勤務時間及び休暇等第37条の2、第8章懲戒等第40条から第43条まで、第9章安全及び衛生第44条、第10章女性第45条から第48条まで、第11章出張第49条、第50条、第12章災害補償第51条の規定、「情報・システム研究機構に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程」第2章勤務時間、休日第4条から第11条、第3章勤務しないことの承認第12条、第4章勤務時間の特例第13条から第15条まで、第5章休暇第16条から第23条まで、「情報・システム研究機構職員給与規程」第1章総則第1条から第9条まで、第3章給与の特例等第21条、第22条、第4章諸手当第23条から第38条の2（支給基準を満たす場合に支給することができる諸手当の規定に限る。）まで、第5章雑則第39条、「情報・システム研究機構職員の育児休業に関する規程」及び「情報・システム研究機構職員の介護休業に関する規程」の規定を準用する。この場合において、情報・システム研究機構に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程」第5章休暇第17条中「一、の年（1月1日からその年の12月31日までの一暦年をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一の事業年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」と読み替えて準用するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月期に限り、第10条第3項で定める割合は、附則別表第1のとおりとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年12月期に限り、第10条第3項で定める割合は、附則別表第2のとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成30年1月26日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

2 平成29年12月期に限り、第10条第3項で定める割合は、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成30年12月13日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

2 平成30年12月期に限り、第10条第3項で定める割合は、附則別表第4のとおりとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月28日改正）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年11月24日改正）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月31日改正）

この規程は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月30日改正）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 令和5年12月期に限り、第10条第3項で定める割合は附則別表第5のとおりとする。

附 則（令和6年12月1日改正）

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則別表第 1

手当	支給期	支給割合
期末手当	6 月期	0. 7 0
勤勉手当	6 月期	0. 3 0

附則別表第 2

手当	支給期	支給割合
期末手当	1 2 月期	0. 8 0
勤勉手当	1 2 月期	(勤務成績が優秀な職員) 0. 4 4 5 以上
		(勤務成績が良好な職員) 0. 4 1
		(勤務成績が良好でない職員) 0. 4 1 未満

附則別表第 3

手当	支給期	支給割合
期末手当	1 2 月期	0. 8 0
勤勉手当	1 2 月期	(勤務成績が優秀な職員) 0. 4 7 以上
		(勤務成績が良好な職員) 0. 4 3 5
		(勤務成績が良好でない職員) 0. 4 3 5 未満

附則別表第 4

手当	支給期	支給割合
期末手当	1 2 月期	0. 8 0
勤勉手当	1 2 月期	(勤務成績が優秀な職員) 0. 4 9 5 以上
		(勤務成績が良好な職員) 0. 4 6
		(勤務成績が良好でない職員) 0. 4 6 未満

附則別表第 5

手当	支給割合
期末手当	1 0 0 分の 7 0
勤勉手当	(勤務成績が優秀な職員) 1 0 0 分の 5 1. 5 以上
	(勤務成績が良好な職員) 1 0 0 分の 4 8
	(勤務成績が良好でない職員) 1 0 0 分の 4 6 以下

別表第1

在職期間	1月に達するまで	1月超2月まで	2月超3月まで	3月超4月まで	4月超5月まで	5月超6月まで	6月超7月まで	7月超8月まで	8月超9月まで	9月超10月まで	10月超11月まで	11月超12月まで	
	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
1週間の勤務日数	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第2

職種及び職務		基本給月額
事務、図書及び技術職員	専門職員	256,200円
	係員	216,200円